

適格請求書発行事業者 の登録申請データ 作成マニュアル

～ e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))ver. ～

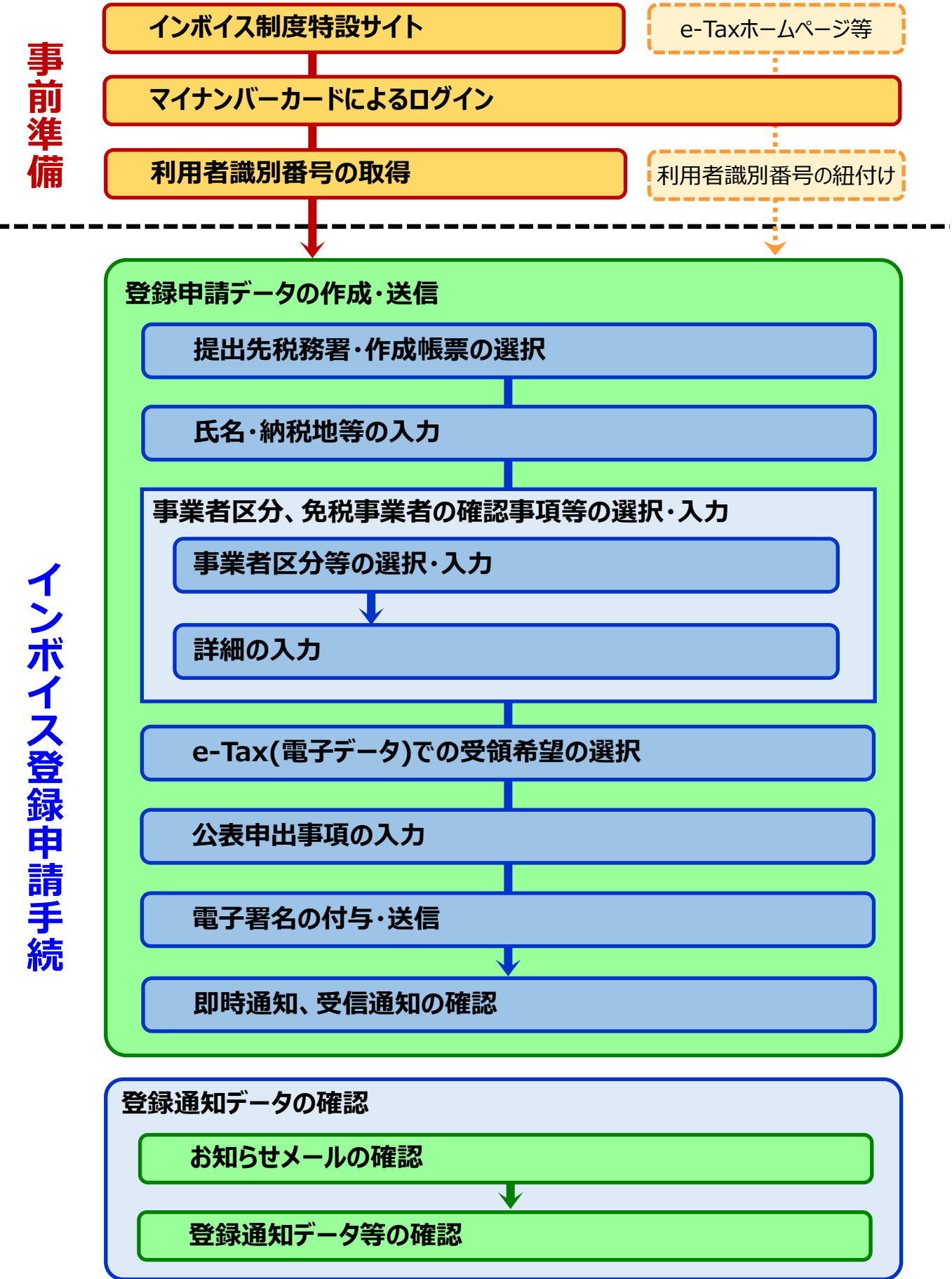


令和7年6月

国税庁 軽減税率・インボイス制度対応室

1 e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))フローチャート

e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))を利用した「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請データ」といいます。)作成・送信等の手順は下図のとおりです。



2 e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))のご利用に当たって

(1) e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))でできること

e-Taxソフト(WEB版) をパソコンから利用することで「登録申請データ」の「作成」、「送信」及び「登録通知データ(適格請求書発行事業者として登録後に登録番号や氏名等の公表情報が記載された通知書)の内容確認」(※1)等の登録申請に関する手続きをe-Taxで行うことができます。

なお、登録申請データは、画面遷移に従って入力していくことで、自動で入力に必要な項目のみが表示されますので、便利でスピーディーに登録申請データの作成が可能です。

ただし、登録申請データの作成・送信に当たっては、「**電子証明書**」が必要(※2)となります。

- ※1 登録通知データをe-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))で確認するためには、登録申請データ作成時に登録通知をe-Tax(電子データ)で受領することを希望する必要があります。
- ※2 個人事業者の方はマイナンバーカード、法人の方は、商業登記認証局が発行する電子証明書等でe-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))を利用することができます。

なお、e-Taxで利用可能な電子証明書は「[電子証明書の取得](#)」をご確認ください。

(2) 作成可能手続

手 続 名
適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)
適格請求書発行事業者の登録申請書(国外事業者用)
適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書

なお、登録申請データの作成・送信と同時に、

- ・ 「消費税課税事業者選択届出書」
- ・ 「消費税簡易課税制度選択届出書」

の作成・送信をお考えの場合、e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))では、作成・送信ができませんので、別途、e-Taxソフト等での作成・送信が必要になりますのでご注意ください。

(3) 利用可能時間

火曜日～金曜日	24時間
月・土・日・休祝日、休祝日の翌稼働日	8時30分～24時
12月29日～1月3日	休止

詳細は、「[e-Taxの運転状況・利用可能時間](#)」をご確認ください。

(4) 推奨環境

e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))をご利用する場合は、[「利用環境の確認」](#)をご確認ください。端末によっては、一部動作に制約がある場合や、正しく動作しない可能性があり、特に画面の描画崩れは一部の機種で発生する場合があります。

また、ご利用の端末のOSバージョン、ブラウザ等の確認方法は機種により操作が異なりますので、各メーカーへお問い合わせください。

詳細は、「[利用環境の確認](#)」をご確認ください。

(5) ご利用に当たっての注意事項

- ① ブラウザの「戻る」ボタン、「更新」ボタンを使用すると、入力内容が消えてしまうおそれがありますので、ブラウザのボタンは使用せず、必ず画面内のボタン、リンクをご使用ください。
- ② ログアウトを行わずにタブ(ブラウザ)を閉じる(ブラウザの×をクリックする。)と、再度ログインしようとした際に、二重ログインエラーが表示されログインできなくなる場合があります。そのため、操作を終了する場合は、必ず画面上の「ログアウト」ボタンをクリックしてください。

3 事前準備

特

集

国税庁

インボイス制度

特設サイト

説明会、パンフレット・Q&A、相談窓口の連絡先等をご案内しています。

インボイス制度
 国税庁 発行

公表

サイト

インボイスに記載されている
登録番号の確認はこちら

制度の概要、税制改正、
各種リーフレット

アーカイブ動画
もこちら

インボイス制度等の
説明会等

イソグでわかる

「登録を受けるか
ご検討中の方へ」
新規開業者向け
特設ページ

申請手続

お問合せが多い
質問等随時更新

通達・Q&A

確定申告

2割特例

登録通知書確認マニュアル
(e-Tax で申請した方)

登録通知書がどこにあるかわか
らない方はコチラ

YouTube 国税庁動画チャンネル

申請手続

適格請求書（インボイス）を交付するためには、納税地を所轄する
税務署長に登録申請を行う必要があります

登録申請は…

e-Taxソフト（WEB版）による申請はこちら！

Click!

個人の方は[こちら](#)

Click!

法人の方は[こちら](#)

※ スマホ・タブレットから「e-Taxソフト（WEB版）」をご利用いただけるのは国内の個人事業者の方に限ります

① 国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」^(※)の「[申請手続](#)」をクリックします。

※「[インボイス制度特設サイト](#)」には、上記のほか、インボイス制度の概要、説明会の案内及びFAQ等を掲載しています。

「個人の方はこちら」をクリック

※本事例は、個人事業者の例としていますので、法人の方は、[e-Taxソフト (WEB版)法人の方] をクリックします。

P 6 以降の画面操作におけるお問い合わせについては、次の窓口で受け付けています。

<e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ>

- [e-Tax・作成コーナーヘルプデスク](#)
電話番号 0570-01-5901（ナビダイヤル
（有料））
受付時間 9:00～17:00（土日祝及び年末
年始を除く。）

<マイナンバーカードに関するお問い合わせ>

- **マイナンバー総合フリーダイヤル**
電話番号 0120-95-0178 (無料)
受付時間 平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30
(年末年始除く。)

② ログイン画面が表示されます。

(参考) 初めてe-Taxを利用する場合
[初めての方はアカウント作成]をクリックし、利用者識別番号等の取得を行ってください。

(参考) 法人の場合のログイン画面

③ [スマートフォンを利用]又は[ICカードリーダーで読み取り]をクリックします。
例では、[スマートフォンを利用]を選択しています。

法人や個人事業者で既に利用者識別番号等を持っている場合

「利用者識別番号」及び「パスワード」を入力し、ログインすることも可能です(ログイン後は⑪の画面が表示されます。)

(参考) ICカードリーダーライタで読み取る場合
[ICカードリーダーで読み取り]をクリックした場合は、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書パスワード入力画面が表示されます。

スマートフォンでマイナナンバーカード・スマホ用
電子証明書を利用する



更新する

QRコードをスマートフォンのマイナポータルアプリで読み取ってください。

※事前にスマートフォンへ、マイナポータルアプリのインストールが必要です。
※一定の時間が経過すると、QRコードは更新が可能になります。QRコードの読み取りがうまくいかない場合は、「更新する」ボタンを押してQRコードを再表示してください。

下記の手順でQRコードを読み取ってください。

01



マイナポータルアプリ
起動

マイナナンバーカードまたは
スマホ用電子証明書の
利用ができるスマートフ
ォンでマイナポータルア
プリを起動してくださ
い。

02



QRコード
読み取り

マイナポータルアプリの
QRコード読み取り機能
を使って、上のQRコード
を読み取ってください。

- ④ 画面にQRコードが表示されます(お手元にスマートフォンを準備してください。)

(参考) マイナポータルのインストール

以降の手続には、Android 端末の方は Google Play、iPhoneの方は App Store から「マイナポータルAP」のインストールが必要となります。



(ここから、スマートフォンで作業を行います。)

- ⑤ 「マイナポータル」を起動し、[読み取り]をタップします。

12:34



マイナポータルに ログイン



登録・ログイン

ログインせずに利用

[プライバシーポリシー](#)に同意して利用してください。



ホーム



読み取り



メニュー

QRコード読み取り

PC版のマイナンバーポータルやe-Taxなどのウェブサイトに表示されたQRコードを読み取ります。



パソコンに表示されたQRコードがこの枠内に収まるように調整してください。

⑥ QRコードの読み取り画面が表示されます。

④で表示されたQRコードを読み取ります。

⑦ 読み取りが完了すると、パスワード入力画面が表示されます。

[マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワード](4桁)を入力し、[次へ]をタップします。

パスワードを入力することで[次へ]が選択できます。

読み取りに成功するとこの部分に「ログイン認証に成功しました。」と表示されます。

ログイン認証に成功しました。
カードを外してください。

機種ごとのカード読取位置はこちら

⑧ スマートフォンの画面に従い、マイナンバーカードの読み取りが完了すると、「ログイン認証に成功しました。」と表示されます。

マイナンバーカードをスマートフォンから外してください。

(参考) マイナンバーカードの読み取り

スマートフォンやマイナンバーカードがケースに入っている場合、読み取りが正常に行えない場合があるため、ケースを外して読み取りを実施してください。

(ここから、パソコンでの作業に戻ります。)

⑨ ⑧の認証が完了すると、④の画面が自動で切り替わります。

「初めてe-Taxをご利用される方」の[マイナンバーカード・スマホ電子証明書を利用]をクリックします。

(参考) 既に利用者識別番号をお持ちの場合
「利用者識別番号をお持ちの方」から、利用者識別番号及びパスワードを入力し、[マイナンバーカード情報の確認へ]をクリックします。

国税電子申告・納税システム (e-Tax)
受付システム

マイナンバーカード情報の確認

氏名等の情報を入力してください。

■ 入力方法の選択

☒ 直接入力する

☐ マイナンバーカードから読み取る

■ マイナンバーカード情報

マイナンバーカードの読み取り

氏名漢字 (必須)

姓 国税 名 太郎 (全角)

生年月日 (必須)

1980 年 1 月 1 日

住所 (必須)

東京都千代田区豊3-1-1 (全角)

性別 (必須)

☒ 男性 ☐ 女性

入力内容に誤りがないかご確認の上、誤りがなければ「次へ」ボタンを押してください。

戻る

次へ

⑩ マイナンバーカード情報の確認画面が表示されます。

「氏名漢字」、「生年月日」、「住所」及び「性別」を入力し、[次へ]をクリックします。

「マイナンバーカードの読み取り」は選択できないため、「氏名漢字」等は直接入力する必要があります。

e-Tax

よくある質問

利用者情報登録

利用者情報登録 内容確認 登録完了

納税者本人の氏名や生年月日等の情報を入力して、「内容確認する」ボタンを押してください。

■ ご利用者情報

姓 (漢字)

名 (漢字)

国税

太郎

姓 (フリガナ)

名 (フリガナ)

コクセイ

タロウ

生年月日

1980 年 1 月 1 日

性別

☒ 男性 ☐ 女性

電話番号

080 1111 2222

メールアドレス

0/28

確認のため、上記と同じメールアドレスを再入力してください。

0/28

お知らせメールへ表示する署名

0/30

職業 (事業内容)

0/20

■ 納税地情報

「都庁ページから住所入力」を押すと自動的に都庁先税務署が選択されます。

住所

郵便番号

100 0013

都道府県

東京都

市区町村

千代田区豊が関

丁目番地等

3-1-1

建物名・号室

0/50

...

事業所などの所在地

税務署へ事業所などを納税地として届け出ている方は入力してください。

☐ 左のチェックボックスにチェックすると事業所の所在地が入力できます。

■ 提出先税務署

都道府県

税務署

選択してください

選択してください

■ 納税用確認番号などについて

納税用確認番号

0/6

納税用カナ姓名・名称

0/24

利用者識別番号の通知希望

利用者登録を完了すると「利用者識別番号」が発行されます。電子納税などを予定されている方は、利用者識別番号が必要になるケースがあります。必要ない方は、チェックを外してください。

☒ 利用者識別番号の通知を希望する

未完了項目が 1 個あります。ここを押すと最初の未完了項目に移動します。

内容確認する

戻る

⑪ 利用者情報の詳細を入力する画面が表示されます。

⑩で入力した事項以外を入力し、[内容確認する]をクリックします。

「必須」箇所に入力がないと次画面に進みません。

(参考) 税務署からのお知らせ等を受信するメールアドレスを登録できます。お知らせメールに表示する宛名を登録(この場合、登録したメールアドレスへ宛名を登録したことをお知らせするメールが送信されます。)することもできます。

<メールアドレスを登録すると…?>
税務署から登録通知データを送信した時点で登録したメールアドレスにお知らせメールが送信されますので、すぐに内容の確認ができます(送信されるお知らせメールのイメージは、P25を参照。)

(左画面の続き)

8

Web ページからのメッセージ

❓ 『麹町』税務署を提出先として選択しています。
よろしいですか？

OK キャンセル

- ⑫ 提出先税務署を確認する画面が表示されます。
誤りがなければ[OK]をクリックします。

Web ページからのメッセージ

❓ 【既に利用者識別番号を取得されている方へ】
新たにマイナンバーカード方式の利用開始手続きを行った方は、今までの利用者識別番号はご利用できなくなりますので、申告書等の送信結果をお知らせしている「メッセージボックス」の内容確認等もできなくなります。
既に利用者識別番号を取得されている方は、「キャンセル」ボタンをクリックし、「マイナンバーカード方式の利用開始」のページまで戻り、「利用者識別番号・暗証番号をお持ちの方はこちら」から手続きを行ってください。
また、今までの利用者識別番号、または暗証番号が分からない方は、「キャンセル」ボタンをクリックし、e-Tax ホームページから「変更等届出」の手続きを行ってください。後日、税務署から利用者識別番号等の通知書を郵送いたします（提出期限が間近の場合は、書面による申告書等の提出をご検討ください。）。

※ このメッセージは確認のため、すべての方に表示しています。

OK キャンセル

- ⑬ 利用者識別番号を新たに発行することについての注意メッセージが表示されます。
内容を確認し、[OK]をクリックします。

既にe-Taxを利用している場合には、従来利用していた利用者識別番号に係る情報の確認が行えなくなるため注意が必要です。
※ 過去に利用者識別番号を取得しただけであれば新たに取得したとしても特段の問題は生じません。

内容確認

利用者情報 登録 内容確認 登録完了

提出先税務署をはじめ、入力内容を確認いただき、間違いがなければ、「送信する」ボタンを押してください。
内容を変更する場合は、「戻る」ボタンを押してください。
※納税用確認番号は大切に保管してください。印刷、保存をお勧めします。

ご利用者情報

氏名（漢字）
国税 太郎

氏名（フリガナ）
コクセイ タロウ

生年月日
昭和55年1月1日

性別
男性

電話番号
03-3581-4161

メールアドレス
shinseiya@nta.go.jp

お知らせメールへ表示する宛名
国税 太郎

- ⑭ 入力内容を確認する画面が表示されます。
内容に誤りがなければ、[送信する]をクリックします。

（修正すべき内容があれば、[戻る]をクリックして修正を行います。）

（左画面の続き）

職業（事業内容）
小売業

納税地情報

住所
〒100-0013 東京都千代田区丸の内3-1-1

事業所などの所在地
〒100-0013 東京都千代田区丸の内3-1-1

提出先税務署
〒100-0013 東京都 麹町税務署

納税用確認番号などについて

納税用確認番号
123456

納税用カナ氏名・名称
コクセイ タロウ

利用者識別番号の通知希望

利用者識別番号の通知を希望する

送信する >

< 戻る

画面番号：K002

Copyright © NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved

ヘルプへ

- ⑮ e-Taxの利用者情報登録の完了画面が表示されます。
[次へ]をクリックします。

(参考) 利用者識別番号について

登録申請データ提出後、登録通知データを確認する場合などに利用者識別番号が必要となることから、この画面については「印刷」又は「保存」することをお勧めします。

- ⑯ e-Taxソフト(WEB版)のトップ画面に戻ります。
[申請・納付手続を行う] をクリックします。

- ⑰ 申告・申請・納税の画面が表示されます。
「新規作成」の[操作に進む]をクリックします。

- ⑱ 作成手続の選択画面が表示されます。
[適格請求書発行事業者の登録申請書 (国内事業者用)(令和5年10月1日～令和12年9月29日)]をクリックします。

(参考) インボイス制度特設サイト以外からe-Taxソフト(WEB版)を利用した場合

インボイス制度以外の手続も表示されますが、表示される手続に違いがあるだけで、以降の操作に違いなどは生じません。

各項目にヘルプを設けていますので、不明点はその都度、確認することができます。

留意事項

適格請求書発行事業者の登録を受けるためには消費税の課税事業者である必要があります。

現在、消費税の免税事業者に該当する事業者であっても、この登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者の登録を受けることにより、登録日以降は課税事業者となりますので、消費税の申告を行う必要があります。

OK

① 作成前に留意事項としてメッセージが表示されます。

内容を確認し、[OK]をクリックします(申請時点で免税事業者の方は確認が必要です。)

適格請求書発行事業者になるためには、課税事業者である必要があり、現在、免税事業者であっても、登録を受けることにより登録日以降は、消費税の申告が必要になることを表示しています。

e-Taxソフト(WEB版)

国税本庁税関サイン ログアウト よくある質問 ご利用ガイド

申告・申請・納税 新規作成(適格請求書発行事業者の登録申請(国内事業者用))

作成手続の選択 手続の作成 入力内容の確認 署名・受付システムへの送信 送信結果の確認

提出先税務署の選択

利用者情報が初期表示されます。

提出先税務署を選択してください。

リストから(1)都道府県及び(2)税務署名を選択してください。

(1)都道府県 東京都 (2)税務署名 国税

提出先の税務署がこちらからご確認ください。

戻る 次へ

② 提出先税務署が表示されます。

内容を確認のうえ、誤りがなければ、[次へ]をクリックします。

e-Taxソフト(WEB版)

国税本庁税関サイン ログアウト よくある質問 ご利用ガイド

申告・申請・納税 新規作成(適格請求書発行事業者の登録申請(国内事業者用))

作成手続の選択 手続の作成 入力内容の確認 署名・受付システムへの送信 送信結果の確認

帳票入力

【新たに作成する方】
作成ボタンを押す。必要事項を入力してください。

【作成が完了した方】
「次へ」ボタンを押す。入力内容の確認を行ってください。
帳票代理権限証書や添付書類を添付する場合は「追加ボタン」を押してください。

帳票名称	作成	訂正/削除	帳票代理権限証書等	添付書類(PDF)
適格請求書発行事業者の登録申請書 (令和年10月1日～令和12年8月20日)	作成	訂正 削除	追加	追加
適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書	作成	訂正 削除	追加	追加

※ この申請書及び申出書に添付する書類は、厚紙として取り扱います。

戻る 保存 次へ

② 帳票入力画面が表示されます。
[作成]をクリックします。

個人事業者の場合、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出することで公表情報に「屋号」等を加えることが可能であるため、登録申請データと同時に作成・送信できるようになっています。

申請書の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請者情報の入力

適格請求書発行事業者の登録を受けようとする個人事業者の氏名等を入力します。

「氏名」を入力してください。

入力した「氏名」が国税庁ホームページで公表されます。

氏名(フリガナ)	コクセイ タロウ (新)コクセイ タロウ 氏名の欄には全角スペースを入力してください。	(全角カタカナ500文字以内)
氏名 【公表項目】	国税 太郎 (新)国税 太郎 氏名の欄には全角スペースを入力してください。	(全角200文字以内)

入力した文字と公表される文字と異なる場合があります。

キャンセル 次へ

② 「氏名」の入力画面が表示されます。

「氏名」及び「フリガナ」に表示された内容を確認のうえ、誤りがなければ、[次へ]をクリックします。

公表項目は、赤字で表示されます。

利用者情報が初期表示されます。

申請者の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請者情報の入力

「納税地」を入力してください。
※ 個人事業者の「納税地」や「住所又は居所」は公表されません。

郵便番号	100-0013 (例)100-0013 (半角数字)	郵便番号から住所を検索
納税地(フリガナ)	トウキョウトチヨダクスミガセキ3-1-1 (例)トウキョウトチヨダクスミガセキ3-1-1 (全角カタカナ200文字以内)	
納税地	東京都千代田区霞が関3-1-1 (例)東京都千代田区霞が関3丁目1番1号財務ビル201 (全角100文字以内)	
電話番号	03-3581-4161 (例)03-1234-5678 (半角数字)	

「納税地」と「住所又は居所」は同じ場所ですか。

☒ はい ☐ いいえ

戻る キャンセル 次へ

利用者情報が初期表示されます。

- ② 「納税地」の入力画面が表示されます。
- 「郵便番号」、「納税地」及び「電話番号」に表示された内容を確認するとともに、[納税地(フリガナ)]を入力、『「納税地」と「住所又は居所」は同じ場所ですか。』を[はい]を選択し、[次へ]をクリックします。

(参考) [いいえ]を選択する場合
別画面で「住所又は居所」を入力する画面が表示されるため、各項目を入力してください。

申請者の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請者情報の入力

「住所又は居所」を入力してください。
※ 個人事業者の「納税地」や「住所又は居所」は公表されません。

郵便番号	- (例)100-0013 (半角数字)	郵便番号から住所を検索
住所又は居所(フリガナ)	 (例)トウキョウトチヨダクスミガセキ3-1-1 (全角カタカナ200文字以内)	
住所又は居所	 (例)東京都千代田区霞が関3丁目1番1号財務ビル201 (全角100文字以内)	
電話番号	- - (例)03-1234-5678 (半角数字)	

戻る キャンセル 次へ

4 登録申請データの作成・送信（事業者区分が「**免税事業者**」の場合）

次の個人事業者の登録申請データの送信を行うこととした場合の画面の動きは次のとおりとなります。

氏 名：国税 太郎(コクゼイ タロウ)

生年月日：昭和55年1月1日

住 所：東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1

事業内容：小売業

電話番号：03-3581-4161

事業者区分：免税事業者(新規開業ではない)

消費税法違反：該当なし

相続による事業の承継：該当なし

登録通知：e-Tax(電子データ)による受け取りを希望

納税管理人：定める必要なし

登録希望日：なし(翌課税期間の初日から登録を受けることを希望)

申請者の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

✳ 申請内容の入力

新たに事業を開始した個人事業者に該当しますか。?

☐ はい ☒ いいえ

戻る キャンセル 次へ

- ②④ 新たに事業を開始した個人事業者（法人の場合は、新たに設立された法人）かどうかを選択する画面が表示されます。
- 該当しないため [いいえ] を選択し、[次へ] をクリックします。

申請書の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請内容の入力

この申請書を提出する時点において課税事業者であり、以下のいずれかに該当する場合は「はい」を選択してください。

- ・この申請書を提出する課税期間中に登録を受ける場合（登録税期間が免税事業者である場合も含む）
- ・この申請書を提出する課税期間の翌課税期間が課税事業者である場合

☐ はい
 ☒ いいえ

- ⑮ 申請書を提出する時点において課税事業者か等の確認画面が表示されます。
- 免税事業者であるため [いいえ] を選択し、[次へ] をクリックします。

（参考）該当する場合は[はい]を選択してください（⑳の画面へ遷移します。）。

要注意

2年前又は2事業年度前の課税売上高が、

- ・ 1千万円超 → **課税事業者**
- ・ 1千万円以下 → **免税事業者**

・ 現在免税事業者でこの申請書を提出することで課税事業者になる方は「**免税事業者**」として手続きを行う必要があるため、「いいえ」を選択します。

申請書の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請内容の入力

適格請求書発行事業者の登録申請を行う免税事業者の方は、以下の事項をご確認のうえ、確認欄にチェックを付けてください。

確認内容	確認欄
登録を受けることで課税事業者となり、消費税の申告を行うことが必要になります。	☐
消費税の申告は原則として登録日を含む課税期間から必要になります。 なお、課税期間とは、原則、暦年（1月～12月）のことになります。	☐
登録を受けると、例えば基準期間の課税売上高が1000万円以下となった場合でも、登録を取消するための届出書を提出しなければ、免税事業者になることはありません。	☐

- ⑯ 免税事業者が登録を受けることにより、発生する義務などの確認事項が表示されます。
- 確認後、確認欄に☑し、[次へ] をクリックします。

- ・ 消費税の申告を行う必要がある
 - ・ 申告は登録日を含む課税期間から必要
 - ・ 適格請求書発行事業者となった場合に免税事業者の規定の適用はないこと
- の旨の説明が表示されています（全てチェックしないと次画面に遷移できません。）。

申請書の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

✿ 申請内容の入力

この申請書を提出する時点において免税事業者であり、以下のいずれかに該当する場合は「はい」を選択してください。

- この申請書を提出する課税期間の翌課税期間が課税事業者である場合(消費税課税事業者選択届出書を提出している場合も含む)
※ただし、当課税期間において登録を希望する場合には、「いいえ」を選択してください。
- この申請書を提出する課税期間の翌課税期間の初日から登録を受ける場合
- この申請書を提出する課税期間の翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出できないため、翌課税期間の途中から登録を受ける場合

☒ はい ☐ いいえ

戻る キャンセル 次へ

⑦ 翌課税期間の初日から登録を希望するか等の確認画面が表示されます。

翌課税期間の初日から登録を希望するため[はい]を選択し、[次へ]をクリックします(28の画面に遷移します。)

※ 当課税期間(登録希望日)において登録を希望する場合は、「いいえ」を選択し、以降の入力は以下を参照してください。

(参考) [いいえ]を選択する場合

申請書の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

✿ 申請内容の入力

1～3をご確認のうえ、以下の項目を入力してください。

※ 登録を受けることで、課税事業者となり、消費税の申告が必要となります。
消費税の申告は原則として登録日を含む課税期間分から必要となります。

※ 登録希望日が令和5年10月1日を含まない課税期間の場合、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については免税事業者となることはできません

1 登録希望日は、提出日から15日以降の日を入力してください。
2 登録希望日を含む課税期間の基準期間が終了している必要があります。
3 登録希望日を含む課税期間が免税事業者である必要があります。

登録希望日 令和 年 月 日 (半角数字)

戻る キャンセル 次へ

登録希望日の入力画面が表示されます。

登録希望日を入力し、[次へ]をクリックします。

※ 登録希望日は提出日から15日以降の日を入力してください。

申請書の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

✿ 申請内容の入力

以下の項目を入力してください。

個人番号	9012-5678-1234 (半角数字) (例) 1234-5678-9012
生年月日	昭和 55 年 1 月 1 日 (半角数字)
事業内容	小売業 (全角40文字以内)

利用者情報が初期表示されます。

戻る キャンセル 次へ

免税事業者が申請する際に入力が必要な画面が表示されます。

表示された「生年月日」を確認し、[個人番号]及び[事業内容]を入力し、[次へ]をクリックします(32の画面へ遷移します。)

(お願い) 個人番号の入力について

免税事業者の方は、個人番号の入力が必要ですので、入力漏れがないようご注意ください(入力がいない場合は登録申請データの処理に時間を要することもあります。)

留意事項

免税事業者の方が、経過措置の適用を受けない場合、課税期間(原則、法人は事業年度、個人事業者は暦年)の初日から登録を受けることになります。
この場合、課税事業者となる必要がありますので、「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要です。「消費税課税事業者選択届出書」を提出していない場合には、別途、e-Taxソフト等を利用して作成・提出してください(この画面から作成することはできません)。

なお、免税事業者の方が課税事業者となることを選択した課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、その課税期間の初日から起算して15日前の日までに、登録申請書を提出する必要があります。

※登録申請書の提出が翌課税期間の初日から起算して15日を経過した後に提出された場合には、課税期間の末日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出することで、翌課税期間において「登録日」から適格請求書発行事業者となります。

免税事業者の方の経過措置適用
翌課税期間初日から登録を受ける場合の提出期限

OK

⑳ 課税期間の初日に登録を受ける場合の留意事項が表示されるので、内容を確認し [OK] をクリックします。

※ 「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要です。提出していない場合には、別途、e-Taxソフト等を利用して作成・提出してください(この画面から作成することはできません。)

※ 画面上の以下の文言をクリックすることで、それぞれの詳細が表示されます。

- ・ [免税事業者の方の経過措置適用](#)
- ・ [翌課税期間初日から登録を受ける場合の提出期限](#)

申請書の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請内容の入力

翌課税期間の初日から登録を予定していますか。
※ 翌課税期間中(初日を除く)から登録を行う予定の場合は「いいえ」を選択してください。

☒ はい

☐ いいえ

戻る

キャンセル

次へ

㉑ 翌課税期間の初日から登録を予定しているかの確認画面が表示されます。

翌課税期間の初日から登録を希望するため[はい]を選択し、[次へ]をクリックします。

※ 希望しない場合は[いいえ]を選択してください(㉒の画面へ遷移します。)

申請書の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請内容の入力

この申請書を翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出しますか？

※ 翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出できない場合は「いいえ」を選択してください。

☒ はい ☐ いいえ

[戻る](#) [キャンセル](#) [次へ](#)

③⑩ 申請書を翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出するかの確認画面が表示されます。

[はい]を選択し、[次へ]をクリックします。

※ 翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出できない場合は、[いいえ]を選択してください（③⑫の画面へ遷移します。）。

申請書の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請内容の入力

登録を受ける翌課税期間の初日を入力してください。

なお、「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」の適用開始課税期間（自）と同一日となります。

令和 年 月 日 （平角数字）

※ 翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要がありますのでご注意ください。

[戻る](#) [キャンセル](#) [次へ](#)

③⑪ 登録を受ける翌課税期間の初日を入力し、[次へ]をクリックします。

※ **通常、個人事業者の場合は1月1日**が、**法人の場合は事業年度の開始日**が課税期間の初日に該当します。

（開業日又は提出日を入力しないでください。）

（詳細は[ヘルプ（？マーク）](#)を参照願います。）

申請者の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請内容の入力

納税管理人を定める必要のない事業者ですか？

☒ はい(定める必要がない)

☐ いいえ(定める必要がある)

戻る キャンセル 次へ

③ 納税管理人を定める必要のない事業者かの確認画面が表示されます。

納税管理人を定める必要がない場合は、[はい]を選択して、[次へ]をクリックします。

【[いいえ（定める必要がある）]を選択する場合】
(個人事業者の場合)

今後出国するなど、国内に住所を有しないことになる場合に選択してください。

(法人の場合)

国内に本店又は主たる事務所を有していない場合に選択してください。

(参考) [いいえ（定める必要がある）]を選択する場合

納税管理人の届出をしているかの確認画面が表示されますので、届出をしている場合は、「消費税納税管理人届出書の提出日」を入力します。

※ 届出をしていない場合、申請が拒否されることがあります。

申請者の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請内容の入力

納税管理人の届出していますか？

☒ はい(届出している)

☐ いいえ(届出していない)

消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください

令和 5 年 11 月 1 日 (※西暦)

次へ

戻る キャンセル 次へ

③ 消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことがあるかどうかの確認画面が表示されます。

刑に処せられたことがない場合は [はい] を選択して、[次へ]をクリックします (③4の画面へ遷移します。)

※ 法人の場合は③5の画面へ遷移します。)

申請者の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒その他事項の入力⇒作成完了

申請内容の入力

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありませんか？

☒ はい(刑に処せられたことがない)

☐ いいえ(刑に処せられたことがある)

刑の執行が終わる、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していますか？

☒ はい(2年を経過している)

☐ いいえ(2年を経過していない)

戻る キャンセル 次へ

[いいえ]を選択した場合には、刑の執行が終わる、若しくは、執行を受けることがなくなって2年を経過しているかどうかの確認メッセージが表示されます。

この画面における選択がいずれも[いいえ]となった場合、送信された登録申請データに係る登録は拒否されることがあります。

申請書の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒**その他事項の入力**⇒作成完了

申請内容の入力

令和5年10月1日以降、相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しましたが、[?]

☐ はい(承継しました)
☒ いいえ(承継していません)

③④ 「適格請求書発行事業者の事業承継」についての確認画面が表示されます。

相続により事業を承継していないため、[いいえ]を選択して、[次へ]をクリックします

申請書の作成

以下の事項を入力してください。[?]

適格請求書発行事業者の死亡届出

提出年月日 年 月 日 (半角数字)

提出先税務署 リストから(1)都道府県及び(2)税務署名を選択してください。
 (1)都道府県 (2)税務署名
 提出先の税務署は「こちら」からご確認ください。

被相続人

死亡年月日 年 月 日 (半角数字)

納税地の郵便番号 - (半角数字) 郵便番号から住所を検索

納税地 (フリガナ) (全角カタカナ200文字以内)
 (例)トウキョウトヨコスカミズギセキ3チョウ11バン1ゴウザイムビル201

納税地 (全角100文字以内)
 (例)東京都千代田区豊が岡3丁目1番1号財務ビル201

氏名 (フリガナ) (全角カタカナ50文字以内)
 (例)コウセイ タロウ
 氏名の間には全角スペースを入力してください。

氏名 (全角30文字以内)
 (例)国税 太郎
 氏名の間には全角スペースを入力してください。

登録番号 (半角数字)
 (例)T1-2345-6789-0123

(参考) [はい]を選択した場合、別画面で「適格請求書発行事業者の死亡届出書」及び「被相続人」の詳細を入力する画面が表示されますので、各項目を入力してください。

申請書の作成

申請者情報の入力⇒申請内容の入力⇒**その他事項の入力**⇒作成完了

その他事項の入力

参考として記載すべき事項があれば入力してください。
 (記載する事項がない場合は空欄のままとしてください。)

(全角170文字以内)

③⑤ 「その他事項の入力」画面が表示されます。参考として入力すべき事項があれば、入力した上で[次へ]をクリックします。

なければ空欄のまま、[次へ]をクリックします。

- ⑤ 登録通知データの受領方法について電子データで受け取るかどうかの希望の確認画面が表示されます。
- [希望する]を選択し、[次へ]をクリックします。

- ⑦ 登録申請書の作成完了画面が表示されます。
- [作成完了]をクリックします。

(参考) [公表申出書を作成する]を選択した場合

[公表申出書を作成する]をクリック後に、「主たる屋号」や「主たる事務所の所在地等」を入力する画面が表示されますので、各項目を入力してください。

- ⑧ ④の画面に戻ります。
- 「次へ」が選択できますので、[次へ] をクリックします。

e-Taxソフト(WEB版)

国際本部のサイン中 ログアウト よくある質問 ご利用ガイド

メインメニュー 申告・申請・納税 新規作成(適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用))

利用登録情報の登録・確認・変更 作成済請求書の選択 作成済の作成 入力内容の確認 署名・受付システムへの送信 送信結果の確認

申告・申請・納税 送信結果・お知らせ

★ 入力内容の確認

入力した内容に基づき確認が作成されました。
対象の帳票を印刷し「帳票表示」ボタンを押すことで、イメージのPDF形式での表示ができます。
入力内容を確認してください。
ご利用の帳票により、帳票イメージの内容は時間差から異なる場合があります。

内容を確認後、間違いなければ「次へ」ボタンを押してください。

手続名称
適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)(令和元年10月1日～令和12年6月2日)

帳票名称 帳票枚数 選択
適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)(令和元年10月1日～令和12年6月2日) 1枚 ☐

帳票表示

戻る 次へ

- ③⑨ 作成した帳票の一覧が表示されます。
内容を確認し、[次へ]をクリックします。

(参考) 作成イメージの確認

[帳票表示]をクリックすることで確認できます。

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

年 月 日	(フリガナ)	トウキョウトチヨウダスカミガセキ3-1-1
	住所又は居所 (法人の場合は代表者の住所又は居所)	(〒100-0013)
	事業所 の 所 在 地	東京都千代田区麹町3-1-1 (電話番号 03-3581-4161)
	(フリガナ)	トウキョウトチヨウダスカミガセキ3-1-1
		(〒100-0013)
調 納 税 地		東京都千代田区麹町3-1-1 (電話番号 03-3581-4161)

e-Taxソフト(WEB版)

国際本部のサイン中 ログアウト よくある質問 ご利用ガイド

メインメニュー 申告・申請・納税 新規作成(適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用))

利用登録情報の登録・確認・変更 作成済請求書の選択 作成済の作成 入力内容の確認 署名・受付システムへの送信 送信結果の確認

申告・申請・納税 送信結果・お知らせ

★ 電子署名の付与、受付システムへの送信

作成した手続を受付システムへ送信します。電子署名の付与は、「送信」ボタンを押して受付システムへ送信してください。

- 電子署名を付与する場合、「電子署名の付与」ボタンを押してください。
ICカードを使用する場合、ICカードをICカードリーダーから挿入してください。
- 電子署名を削除する場合、「電子署名の削除」ボタンを押してください。
- 手続を保存する場合、「保存」ボタンを押してください。
- 送信した手続の送信履歴を確認するフォルダを設定する場合、「フォルダ選択」ボタンを押してください。

※、作成済手続から電子署名の付与が可能です。

電子署名の付与又は削除

電子署名 電子署名の付与 ☐ 電子署名の削除 ☐

電子署名の枚数 0件

フォルダ選択 受信通知の宛先フォルダ 未選択(共有フォルダ) ☐

戻る 保存 送信

- ④⑩ 電子署名の付与の画面が表示されます。
[電子署名の付与]をクリックします。

※ 事前にマイナンバーカードによる本人確認が済んでいる場合、電子署名の付与は不要です(電子署名の欄は表示されません。)
「送信」が選択可能なため、「送信」をクリックし、⑤⑩の画面へ進んでください。

電子証明書の登録・更新

媒体の選択>>電子証明書の選択>>登録・更新内容の確認>>即時通知の確認>>受信通知の確認

★ 媒体の選択

電子署名に使用する電子証明書が格納されている媒体(ICカード、又はICカード以外の媒体)を選択してください。
ICカードの場合、使用するICカードがICカードリーダーに挿入されているか確認のうえ、「次へ」ボタンを押してください。

☒ ICカードタイプの電子証明書をご利用の場合

☐ 上記以外の電子証明書をご利用の場合

キャンセル 次へ

- ④⑪ 電子署名を付与するための媒体の選択画面が表示されます。

[カードタイプの電子証明書をご利用の場合]を選択し、[次へ]をクリックします。

電子証明書の登録・更新

媒体の選択>>電子証明書の選択>>登録・更新内容の確認>>即時通知の確認>>受信通知の確認

★ 認証局サービスの選択

電子署名に使用する電子証明書を発行した認証局サービス名を選択し、「次へ」ボタンを押してください。

認証局サービス名 公的個人認証サービス(マイナンバーカード)

戻る キャンセル 次へ

- ④⑫ 認証局サービスを選択する画面が表示されます。

[公的個人認証サービス(マイナンバーカード)]を選択し、[次へ]をクリックします。

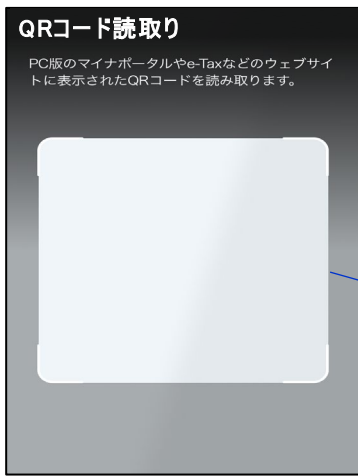


- ④③ パソコンの画面にQRコードが表示されます
(手元にスマートフォンを準備してください。)



(ここから、スマートフォンで作業)

- ④④ 「マイナポータル」を起動し、[読み取り]をタップします。



④⑤ QRコードの読み取り画面が表示されます。

④③で表示されたQRコードを読み取ります。

パソコンに表示されたQRコードがこの枠内に収まるように調整してください。

④⑥ 読取が完了すると、パスワード入力画面が表示されます。

[署名用電子証明書のパスワード](英数字6～16桁)を入力し[次へ]をタップしてください。

パスワードを入力することで[次へ]が選択可能となります。



④⑦ スマートフォンの画面に従い、マイナンバーカードの読み取りが完了すると、「電子署名の付与を完了しました。」と表示されます。

マイナンバーカードをスマートフォンから外してください。

(参考) マイナンバーカードの読み取り

読み取りに当たっては、スマートフォンやマイナンバーカードがケースに入っている場合、読み込みが正常に行えないことがあるため、ケースを外して読み取りを実施してください。

読み取りに成功すると「電子署名の付与を完了しました。」と表示されます。

(ここから、パソコンでの作業に戻ります。)

- ④⑧ 電子署名の付与が完了したことを表示する画面が表示されます。
[閉じる]をクリックしてください。

電子署名の付与

媒体の選択 >> 電子証明書の選択 >> 電子証明書の確認 >> 電子署名の付与完了

✳️ 電子署名の付与完了

電子署名の付与が完了しました。

✳️ 閉じる

- ④⑨ 電子署名の付与が完了すると、④①の画面に戻ります。
「電子署名」欄が「署名済」になるとともに「送信」が選択可能となるため、[送信]をクリックします。

e-Taxソフト(WEB版)

申告・申請・納税 新規作成(通称請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用))

利用書情報の変更・確認・変更

申告・申請・納税

送信結果・お知らせ

電子署名の付与、受付システムへの送信

作成した手続データをシステムへ送信します。電子署名を付与した後、「送信」ボタンを押して受付システムへ送信してください。

- 電子署名を付与する場合は、「電子署名の付与」ボタンを押してください。
入力内容が不明な場合は、入力内容の確認から入力してください。
- 電子署名を削除する場合は、「電子署名の削除」ボタンを押してください。
- 手続データを保存する場合は、「保存」ボタンを押してください。
- 送信した手続データの送信履歴を確認する場合は、「送信履歴」ボタンを押してください。

電子署名

電子署名なし

署名済

電子署名付数：1件

電子署名の付与

電子署名の削除

フォルダ選択

受信通知の送信フォルダ

未選択(共通フォルダ)

フォルダ選択

送信

- ⑤⑩ 送信が完了すると、即時通知が表示されます。
即時通知の状況は、登録申請データの審査を行っているため、[受信通知の確認]をクリックします。

e-Taxソフト(WEB版)

申告・申請・納税 新規作成(通称請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用))

利用書情報の変更・確認・変更

申告・申請・納税

送信結果・お知らせ

即時通知の確認

送信が完了しました。

送信した以下の申告・申請データは現在審査中です。

この即時通知は再表示できませんので、必要に応じて、印刷又は保存を行ってください。

- 審査の結果、正誤に受け付けられない場合があります。
必ず受信通知の確認ボタンを押して、申告・申請データの送信結果をご確認ください。
- 「受信通知の確認」ボタンを押しても受信通知が表示されない場合は、送信結果・お知らせメニューより送信結果をご確認ください。
- 即時通知で出力する場合は、「印刷」ボタンを押してください。電子ファイルで保存する場合は、「保存」ボタンを押してください。

利用者識別番号(送信者)	9999999977776666
受付日時	2024/01/04 11:46:23
受付ファイル名	通称請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)(令和6年10月1日～令和12年9月30日)116
受付番号	20240104114623444116
エラー情報	

印刷

保存

受信通知の確認

メインメニュー

- ⑤⑪ 「受信通知」が確認できれば、登録申請データの作成・送信が完了となります。

受信通知

送信されたデータを受け付けました。

なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	税務局
利用者識別番号	9999999977776666
氏名又は名称	国税大館
受付番号	20240104114623444116
受付日時	2024/01/04 11:46:23
種目	通称請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)(令和6年10月1日～令和12年9月30日)

受信データ(XML)

受け付けた申告書等をXML形式でダウンロードする場合、下のダウンロードボタンをクリックしてください。
個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

ダウンロード

受け付けた申告書等を帳票形式で表示する場合、下の帳票表示ボタンをクリックしてください。

帳票表示

～ 登録通知データの確認 ～

登録したメールアドレスに登録通知データが格納されたことをお知らせするメールが送信されます。
登録通知データの確認方法は、「[登録に係る登録通知データ確認マニュアル](#)」をご確認ください。

【件名】

「税務署からのお知らせ（国税 太郎様）【適格請求書発行事業者の登録申請に関するお知らせ】」

【メール文章】

国税 太郎様

e-Taxをご利用いただきありがとうございます。

ご提出された適格請求書発行事業者の登録申請について、処理状況をご連絡します。

e-Taxの利用可能時間内に、e-Taxホームページからログインの上、「通知書等一覧」よりご確認ください。

○ 注意事項

- ・ e-Taxの利用可能時間は、e-Taxホームページでご確認ください。

※ 本メールは、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。

なお、本メールアドレスは送信専用のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

発行元: 国税庁

Copyright (C) NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.